

えんみょうじ ていえん
30. 円明寺庭園

■ 指定日

平成20年12月12日

■ 種別

兵庫県指定名勝

■ 年代

江戸時代後期～明治時代

■ 所在地

朝来市和田山町宮

■ 所有者

円明寺



■ 内容

本庭園は、庫裡の普請が行われた文化年間(1804～1808)に作られた東側の書院庭園と、本堂が再建された明治24年(1891)頃に造られた西側の本堂庭園の二つで構成されている。両庭園は園路で区切られているものの、変化に富んだ一つの庭として捉えることのできる池泉鑑賞式庭園である。

書院庭園は築山を中心に手前に池泉を配するものである。また背後の山腹斜面に遠山石を置き、その手前に滝口を組み、滝口から落ちた水を築山の横手に流し込む。また滝口の左手に大石を立て、加えて滝口前には滝へと向かう舟石を置いて、園趣を醸しだしている。

一方、本堂庭園は広い池泉を中心に平面的な石使いの護岸石で取り囲まれている。池泉には、蓬萊三仙島を模した亀形の中島が三つ配され、石橋や沢渡石で回遊できる構造にある。池泉の背後に井泉を設け、その左手に蹲踞としての平石を据えている。井泉の横には山腹から池泉に遣水を引き込むための水道、その上段には座禅石が据えられ、禅寺の庭園構成を残している。

本庭園は背後の山地景観を巧みに取り込みつつ、狭い園地の中に多様な石組み手法を用いるなど、江戸時代後半から明治時代にかけての、兵庫県北部の寺院庭園の作庭状況を示すものとして、価値の高いものである。